

目 次

はじめに

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本計画の位置づけと他の県計画との関係・・・・・・・・・・・・ 1～2
- 3 市町村との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・ 7～14
- 2 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15～20
- 3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定・・・・ 21～22
- 4 要緊急安全確認大規模建築物の目標の設定・・・・・・・・ 22
- 5 公共建築物の耐震化の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針・・・・ 24
- 2 住宅等の耐震性に関する県民の意識・・・・・・・・・・・・ 25～27
- 3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・ 28～30
- 4 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・・・ 30
- 5 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・・・ 31～32
- 6 地震発生時に通行を確保すべき道路・・・・・・・・・・・・ 32
- 7 特定優良賃貸住宅等の空家の活用・・・・・・・・・・・・ 32
- 8 長野県住宅供給公社による耐震診断及び耐震改修・・・・ 32
- 9 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策・・・・ 32

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの作成及び公表・・・・・・・・・・・・ 33
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・ 33
- 3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催・・・・ 33
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・ 33
- 5 町内会等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 6 耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 7 各種認定制度による耐震化の促進・・・・・・・・・・・・ 34

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 1 法による指導等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35～36
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施・・・・・・・・・・・・ 36

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 市町村が定める耐震改修促進計画・・・・・・・・・・・・ 37
- 2 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要・・・・ 37
- 3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

別表1～別表2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38～39

別添 長野県耐震改修促進計画の実施結果について